

## 熊本地震 被災者へ支援について要請

5月28日、各市民団体が構成する「平和と民主主義・くらしをまもる熊本市民連絡会」は、熊本市に対し、震災から2年が経過した現時

点で、被災者に対する支援の創設や拡充を求め、要請を行いました。要請には、市議団も参加し、寄せられた要望の実現を求めました。

主な要望項目は以下の通りです

### ① 被災証明の申請受付を5月で打ち切らず継続すること

震災から2年が経過した現在でも、民間賃貸住宅入居者など、被災証明が発行ができることを知らずに、申請に来られる方がいらっしゃいます。申請を打ち切らず継続することを求めました。

### ② 仮設住宅の入居延長を希望する世帯に延長を認めること

仮設入居から2年が経過し、延長条件を満たさない被災者は仮設からの退去を余儀なくされています。市は、「説明をし納得していただいている」と説明しましたが、「実態はあきらめ出ていかざるを得ない状況」との切実な声が出されました。東日本大震災と同様に条件を付けず、希望する全ての被災者に延長を認めるべきです。

### ③ 昨年9月で打ち切りとなった医療費減免を復活すること

被災者の切実な要望である医療費減免の復活。市は、「財政面からも厳しい」と回答。減免打ち切り後、受診抑制が発生しています。減免復活は待ったなしの課題です。



日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか やまべひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO. 1099

2018年6月10日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

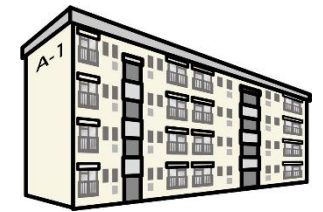


メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団 検索

## ④ 災害公営住宅の建設戸数の拡充と民間賃貸への家賃補助制度

仮設から恒久的な住まいへの移行を図るために、現在、災害公営住宅の建設や既存の公営住宅への入居あっせんが行われています。ただ、「希望の居住区域に公営住宅がない」、「ペットがいるため入れない」など声も寄せられています。災害公営住宅の拡充とともに、希望居住地に公営住宅がない場合は、民間賃貸住宅の家賃補助を制度の創設を求めました。



※ そのほか、一部損壊世帯などへの修繕やリフォーム助成制度を創設すること。地盤や宅地被害への復旧費用の補助率を引き上げることを求めました。

## お知らせ 無料 弁護士による法律相談のご案内

毎月定例で無料の法律相談を行っています。どなたでもご利用できます。震災に関わる法律相談も含め、ぜひご利用ください。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 6月28日(木) 午後1時30分～4時  
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿5-19-7) Tel 362-5181
- 7月10日(火) 午後3時～5時  
東区生活相談所(広木町7-23-2) Tel 328-2656
- 7月10日(火) 午後6時～8時  
さくら法律事務所(京町本町1-22) Tel 090-8667-3148
- 7月12日(木) 午後1時～4時  
菜の花法律事務所(江越1-17-12) Tel 322-7731
- 7月18日(水) 午後2時～4時  
中央区生活相談所(大江5-15-20) Tel 375-2200
- 7月20日(金) 午後6時～8時  
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) Tel 338-2001